佐呂間町介護サービス事業経営戦略

令和3年（2021年）3月

佐呂間町立特別養護老人ホーム愛の園

（指定介護老人福祉施設・老人短期入所施設）

目　　　　　次

１．経営の基本指針

２．計画期間

３．投資・財政計画（収支計画）

　（１）投資・財政計画（収支計画）

４．効率化・経営健全化の取組

　（１）組織、人材、定員、給与に関する事項

　（２）その他の経営基盤の強化に関する事項

　（３）資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額が

ある場合はその解消策

　（４）資金管理・調達に関する事項

　（５）情報公開に関する事項

　（６）その他の重点事項

　　　　①事業の意義、提供するサービス自体の必要性

　　　　②公営企業として実施する必要性

１．経営の基本指針

　佐呂間町は、人口４，９３９人、高齢化率が約３９.３％（令和３年２月２８日現在）と人口減少や高齢化率が進行しています。生産年齢人口の減少も見込まれていることから、高齢化率は今後も上昇していくものと思われます。

　本施設は、昭和５０年４月に特別養護老人ホーム定員５０名、老人短期入所施設定員５名の町直営施設として開設し、以降平成３年１月にデイサービスセンターを併設（その後、社会福祉法人と営利法人がそれぞれ開設したことに伴い平成１９年３月に事業を廃止）、平成２２年１０月には１０床の増床により、定員６０名の施設としました。

　平成１２年の介護保険法施行以来、要介護状態となった利用者が、可能な限りその利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切なサービスが提供できる施設として機能しており、今後も更なる高齢化の進展と利用者の要介護度が上昇すると見込まれるなか、多様化するニーズに応えるとともに地域の高齢者等が安心して暮らしていけるよう事業を運営してまいります。

　また、事業の実施にあたっては、第二次医療圏を含む関係市町村並びに地域の保健・医療・福祉・介護サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスが提供できるよう努めるものとします。

２．計画期間

第５期佐呂間町総合計画（令和３～１２年度）を鑑み、計画期間を令和３（2021）年度から令和１２（2030）年度までの１０年間とします。

　なお、計画期間内であっても第５期佐呂間町総合計画実施計画（前期：令和３～７年度、後期：令和８～１２年度）や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにより経営環境に変化があった場合は、本計画を見直すものとします。

【佐呂間町介護サービス事業経営戦略と他計画の計画期間】



３．投資・財政計画（収支計画）

　（１）投資・財政計画（収支計画）

　　　　別紙のとおり

４．効率化・経営健全化の取組

　（１）組織、人材、定員、給与に関する事項

　　　　これまで特別養護老人ホーム愛の園は、介護老人福祉施設並びに短期入所生活介護施設として住民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきました。近年の厳しい財政状況に鑑み、将来にわたって公共の福祉を維持していくために、本町に即した経営の在り方を、絶えず見直していくことが必要です。そのため、介護サービス事業の組織について、効率かつ効果的な事務・事業が運営できるような事業組織を目指します。

　　　　介護サービス事業は人的依存度の高い事業であり、事業を推進するためにはサービスに携わる人材の育成や安定的な確保が重要であることから、人材不足の解消に向けて修学資金や資格取得等の支援策を実施します。また、町民やボランティア、児童、学生などを対象として地域に根差した事業を行い、中・長期的な観点から幅広く人材育成を図っていきます。併せて、短期的な視点から人材確保と維持に向け、非常勤職員の処遇改善など対策を講じるなどの検討をしていく必要があります。

　（２）広域化に関する事項

　　　　当面は必要ないものと考えています。

（３）その他の経営基盤の強化に関する事項

　　　経営基盤の強化には人材育成が必要不可欠であることから介護職、看護職等の専門職に対し、研修への積極的な参加やケア会議等による人材の資質の向上に努めます。

　　　また、民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、事務及び事業の効率化と簡素化に努めながら事業を実施します。

　（３）資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合はその解消策

　　　　特になし

　（４）資金管理・調達に関する事項

　　　　介護報酬の適切な算定、請求により収入の適正化を図るとともに、経営の効率化に努めます。

　（５）情報公開に関する事項

　　　　介護サービス情報公表制度の活用のほか、町が発行している「わかってあんしん医療と介護～高齢者サービスべんり帳～」や広報サロマ等を通じて幅広く公表に努めています。

今後も、町の広報やホームページ等を通じて介護サービス情報のほか、予算・決算等の管理運営実績等についても情報公開に取り組みます。

　（６）その他の重点事項

　　　　①事業の意義、提供するサービス自体の必要性

　　　　　少子高齢化の進展や家族構成の変化などにより、今後更なる介護の担い手不足が予想されます。住民が住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域づくりを推進するためにも介護施設（指定介護老人福祉施設・老人短期入所施設）としての役割は大きく、需要は益々高まると考えます。

　　　　②公営企業として実施する必要性

　　　　　昭和５０年の開設以来、利用者の処遇等確保のため、町直営で事業を実施してきました。第４期佐呂間町総合計画（2011-2020）では、特別養護老人ホームの今後の在り方として、運営方法（民間への委託や経営移譲、又は業務の一部民営化など）を検討することとされたため、検討を重ね平成２６年には調理部門を民間に業務委託することとしましたが、全国的かつ慢性的に介護職員が不足している現在の状況下では、経営移譲など民間への移行は困難と考え、町直営として事業を継続し介護サービスの充実に努めることとします。